

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (06-6208-9156)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定管理者（予定者）の選定（男女共同参画センター）
概 要	男女共同参画センターの管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(指定管理者)に行わせることとしており、その指定を受けようとする法人その他の団体は、市長の定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならないとなっている。 その選定に当たっては、指定申請の内容を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人その他の団体を、指定管理予定者として選定することとしています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例 第16条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	市長は、規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（指定管理予定者）として選定するものとします。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 施設の設置目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	2ヶ月
経由日数	－
提出先	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
提出時期	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載の提出時期によります。
提出方法	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載する提出書類を市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課へ提出してください。
手数料	－
相談窓口	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
ホームページ	
備 考	